

---

# 伊勢市企業立地マッチング促進事業

---

## 事業用物件探しをお手伝いします

市内へ立地を希望する企業の皆様をサポートするため、工場等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る不動産情報を提供することにより、企業立地の促進、産業系用地などの有効活用を図ることを目的としています。

これは、不動産業者や金融機関などの『宅地建物取引業者』の方に『不動産情報提供者』として登録していただき、立地希望企業のニーズに合った市内の事業用地を探して、マッチングするシステムです。

市に提供された不動産情報の中から、また必要に応じて不動産情報提供者へ調査を依頼することによって、企業ニーズに合った不動産情報を提供します。

### 制度概要

---

1. 不動産情報提供者から市に不動産情報の登録
2. 伊勢市ホームページによる提供又は、市が保管する不動産情報の提供
3. 伊勢市ホームぺによる情報及び、市の保管する情報に適合するものがない場合、市へ不動産情報提供の申請
4. 市は、立地希望企業が希望する物件の有無について不動産情報提供者へ依頼
5. 不動産情報があった場合、不動産情報提供者と売買・賃貸について交渉
6. 不動産情報の検討状況を市へ報告

※ 不動産情報は、市が推奨や取引の仲介を行うものではなく、各物件についてのお問い合わせや、取引にあたっての連絡は、立地希望企業と各物件の不動産情報提供者が直接行っていただきます。

※ 本事業における、伊勢市からの不動産情報の提供は無償とします。

※ 契約に至った際は、不動産情報提供者に対して仲介に係る手数料が発生します。

### 取り扱う不動産情報の内容

---

市内の土地や建物(工場、倉庫、事務所)において企業立地に適した物件の売買及び貸借に関する情報

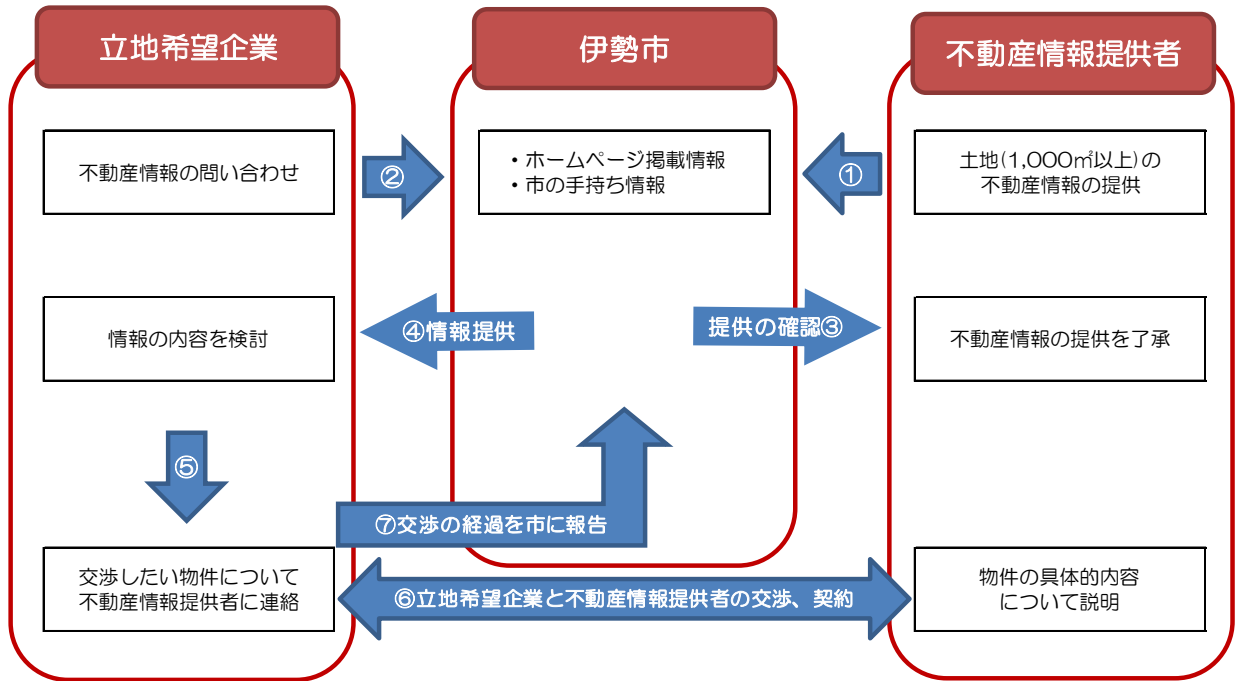
### 不動産情報提供の申請

---

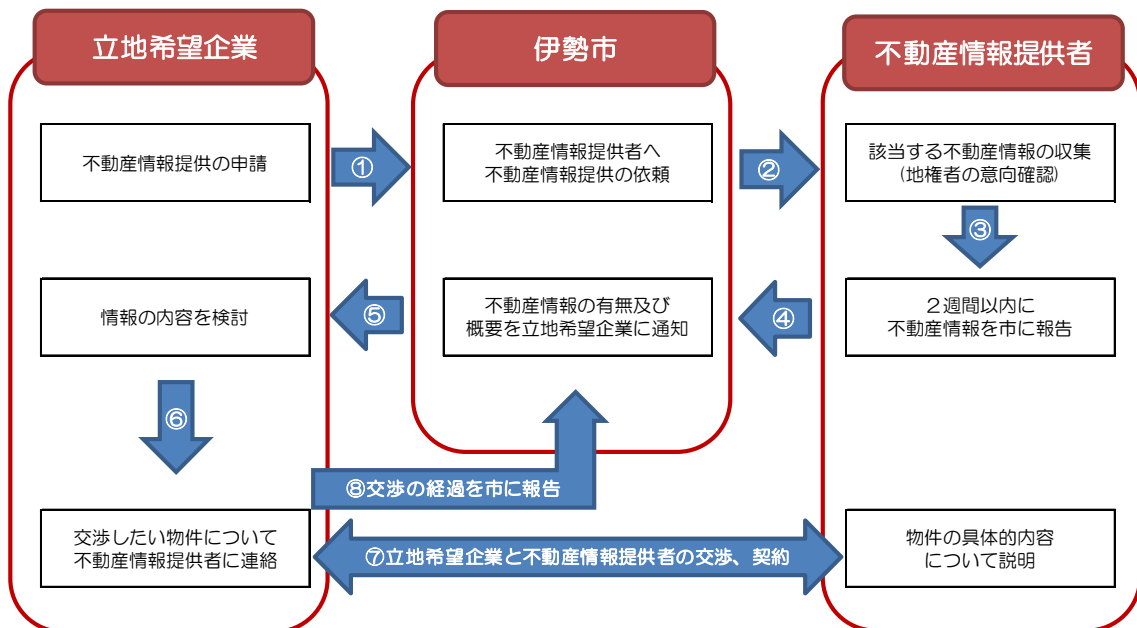
不動産情報提供申請書(様式第12号)を、持参または郵送にて提出してください。

# 伊勢市企業立地マッチング促進事業 流れ

## 情報発信事業



## 情報提供事業



# 伊勢市工場等立地促進奨励金制度の概要

## ■対象企業

伊勢市内に下記の工場等を新設、増設又は移転する事業者が対象となります。

(注意) 奨励措置指定申請を用地の引渡前に行う必要があります。

(用地取得奨励金を受けない事業者は工場等の建設着手前に申請)

## ■工場等とは

1. 物品の製造(加工及び修理を含む)の事業に供する施設
2. 研究開発、試験、分析又は検査の用に供する施設
3. 情報サービス業に属する事業の用に供する施設
4. ホテル業

## ■奨励金の種類

### 用地取得奨励金

用地取得費の30%

### 設備投資奨励金

固定資産税相当額  
(3年又は5年)

### 雇用奨励金

新規雇用  
一人につき20万円

## ■すべての奨励金に共通する主な要件

### 全業種

- ・投下固定資産額 1億円以上(中小企業は 5,000万円以上)
- ・新規常時雇用従業員数 5人以上(中小企業は 3人以上)
- ・伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例に基づく奨励金、伊勢市市街地再生開発事業等補助金交付要綱に基づく補助金を受けないこと

### ホテル業のみ

- ・300㎡以上の広間があること
- ・洋式の客室が100室以上あること

※ 別途要件がございます。お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

お問合せ



伊勢市

伊勢市産業観光部 商工労政課 産業支援係  
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号  
TEL: 0596-21-5633 FAX: 0596-21-5651  
MAIL: syoko@city.ise.mie.jp

伊勢市企業立地マッチング

検索